

おくやみハンドブック

霧島市



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

霧島市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

霧島市役所 ☎0995-45-5111（代表）

### 事前準備について

霧島市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

#### STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

#### STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

#### STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

#### STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、霧島市役所へお越しください。



ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」も活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/46218>



## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

### 亡くなられた方の必要なもの

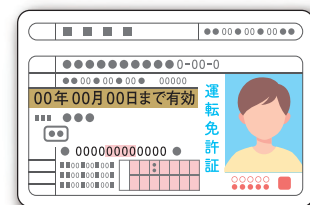
- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
  - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
  - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
  - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
    - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- 医療費助成受給資格証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

### 本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など
  - 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## 身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (42 ページ参照)</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人調査</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(45 ページ参照)</li> </ul>
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (46 ページ参照)</li> </ul>
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (45 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告 (46 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

霧島市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

## 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.8
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる	P.9
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していたことがある	
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	夫であり結婚してから10年以上たっている	P.12
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
保険	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証を持っていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証を持っていた	P.14 P.15
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証 (または限度額適用・標準負担額減額認定証) を持っていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証を持っていた	

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費等の支給を受けていた	
子ども	<input type="checkbox"/>	18歳に到達後最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害のある児童がいる	P.18
	<input type="checkbox"/>	子どもが保育園に入所している	P.19
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費助成の受給資格を持っていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成金受給資格者証を交付されていた	
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費助成を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた	P.26
<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入・受給していた		

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
税金	<input type="checkbox"/>	市県民税・森林環境税、国民健康保険税が課税されていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	原付バイクを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車を持っていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	普通自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた	P.30
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	土地・登記家屋がある	P.31
	<input type="checkbox"/>	共有固定資産の代表になっていた	P.32
	<input type="checkbox"/>	税金の納付が済んでいない	P.33
	<input type="checkbox"/>	税金等を口座振替で市に納めていた	P.33
保介 険護 料	<input type="checkbox"/>	65歳以上の方	P.34
その他	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.35
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	P.36
ペ ット	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.37

## 1. 住民登録に関する手続き



### マイナンバーカードを持っていた

#### 手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなった場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード	市民課 ☎ 0995-64-0901 市民課窓口グループ



### 住民基本台帳カードを持っていた

#### 手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	期 限
カード所有者が亡くなった場合、カードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0995-64-0901 市民課窓口グループ





## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証(カード)の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)	市民課 ☎ 0995-64-0901 市民課窓口グループ

MEMO

## 2. 年金に関する手続

### 国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる

#### 手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなった場合、その方によって生計維持されていた所定の条件を満たす子どもを持つ配偶者や、お子さんが受け取れます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 (ご遺族のものも含む) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 普通預金通帳 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 年金手帳 (ご遺族のものも含む)	保険年金課 または 請求者のお近くの年金事務所 ☎ 0995-45-5111 内線(1861・1862) 保険年金課国民年金グループ

### 国民年金に加入していたことがある

#### 手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、国民年金被保険者になったことがあり、死亡日の前日までに36ヶ月以上納付があるとき、生計同一関係がある遺族が受け取ることができます。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から2年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(亡くなられた方との関係が分かるもの) <input type="checkbox"/> 普通預金通帳 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 年金手帳 (ご遺族のものも含む)	保険年金課 または 請求者のお近くの年金事務所 ☎ 0995-45-5111 内線(1861・1862) 保険年金課国民年金グループ



## 厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた

### 手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなった場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	支給事由が生じた日の翌日から5年
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
年金事務所へご確認ください。	年金事務所 ☎ 0995-62-3511 ナビダイヤル1→2 加治木年金事務所



## 国民年金に加入または受給していた

### 手続き 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなった場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出する必要があります。	死亡から5年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本か死亡診断書のいずれか <input type="checkbox"/> 年金証書	年金事務所 ☎ 0995-62-3511 ナビダイヤル1→2 加治木年金事務所

## 2. 年金に関する手続

### 年金を受給していた

#### 手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。</p> <p>年金を受給している方が亡くなった場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。</p> <p>※各年金制度によって手続きが異なります。</p>	<p>お問い合わせください。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>三親等内のご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの)</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 (ご遺族のもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 普通預金通帳 (ご遺族のもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (亡くなられた方との関係がわかるもの)</p> <p>共済年金のみの方は共済組合へご確認ください。</p> <p>※老齢厚生年金、老齢基礎年金を受給していた場合、市で手続きできる場合もあるのでおたずねください。</p>	<p>各共済組合 または 保険年金課 または 請求者のお近くの年金事務所 ☎ 0995-45-5111 内線 (1861・1862) 保険年金課国民年金グループ</p>

### 障害者扶養共済制度に加入していた

#### 手続き 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
<p>障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合 (障がい者扶養共済制度)、保護者に万一 (死亡・重度障がい) のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。</p>	<p>お問い合わせください。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>お問い合わせください。</p>	<p>長寿・障害福祉課 ☎ 0995-45-5111 内線 (2122) 長寿・障害福祉課障害福祉グループ</p>



## 夫であり結婚してから10年以上たっている

### 手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、120ヶ月以上の国民年金保険料の納付がある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受けることができます。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から5年以内
	手続き可能な人 継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 通帳など口座番号が分かるもの (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 年金手帳 (ご遺族のものも含む)	保険年金課 ☎ 0995-45-5111 内線 (1861・1862) 保険年金課国民年金グループ



## 農業者年金を受給していた

### 手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	農業委員会事務局 ☎ 0995-64-0929 農業委員会事務局 振興農地グループ

### 3. 保険に関する手続き

#### 後期高齢者医療被保険者証を持っていた

##### 手続き① 後期高齢者医療被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合、市役所または行政センターの窓口で返却していただくか、個人情報に留意し、各自処分していただきますようお願いいたします。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証	保険年金課 ☎ 0995-45-5111 内線(1881・1882) 保険年金課 後期高齢者医療グループ

##### 手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合、葬祭執行者(喪主)に対して葬祭費2万円が支給される制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通帳など口座番号が分かるもの(喪主のもの) <input type="checkbox"/> 会葬礼状又は葬祭領収書 ※喪主以外に振り込む場合には委任状が必要です。	保険年金課 ☎ 0995-45-5111 内線(1881・1882) 保険年金課 後期高齢者医療グループ



## 国民健康保険被保険者証を持っていた

### 手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合、葬祭執行者（喪主）に対して葬祭費2万円が支給される制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の保険証（すでに返却済みであれば不要） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の氏名が確認できる書類（会葬礼状、葬祭領収書等） <input type="checkbox"/> 通帳など口座番号が分かるもの（喪主のもの） ※喪主以外に振り込む場合には委任状が必要です。	保険年金課 ☎ 0995-45-5111 内線（1871～1873） 保険年金課 国民健康保険グループ

### 手続き② 国民健康保険の資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、届出が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証	保険年金課 ☎ 0995-45-5111 内線（1871～1873） 保険年金課 国民健康保険グループ







## 限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた

### 手続き 限度額適用認定証等の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなった場合には、認定証を返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証または 限度額適用・標準負担額減額認定証	保険年金課 ☎ 0995-45-5111 内線(1871~1873) 国民健康保険グループ  内線(1881・1882) 後期高齢者医療グループ



## 特定疾病療養受療証を持っていた

### 手続き 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなった場合には、受療証を返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	保険年金課 ☎ 0995-45-5111 内線(1871~1873) 国民健康保険グループ  内線(1881・1882) 後期高齢者医療グループ

## 4. 介護保険に関する手続

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き 介護保険被保険者証等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について返却していただく必要があります。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合もあわせて返却していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0995 長寿・障害福祉課 介護保険グループ

### 高額介護サービス費等の支給を受けていた

#### 手続き 高額介護サービス費等の相続人代表者届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、高額介護サービス等に該当した場合に相続人代表者届を提出していただく必要があります。	サービス利用月の翌月から2年
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込先口座の通帳等	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0995 長寿・障害福祉課 介護保険グループ

## 5. 子どもに関する手続



### 18歳に到達後最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害のある児童がいる

#### 手続き① 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳までの年度末（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	申請を受け付けた翌月分からの手当が発生します
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	子育て支援課 ☎ 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ

#### 手続き② ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができます。所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	申請を受け付けた日以降の医療が対象になります
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請者のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 健康保険証（申請者と子ども双方のもの）	子育て支援課 ☎ 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ

## 5. 子どもに関する手続

### 子どもが保育園に入所している

#### 手続き 保育所等の手続き

手続き詳細	期 限
保育所・保育園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 印鑑 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 (ご遺族のもの)	子育て支援課 ☎ 0995-64-0991 子育て支援課 保育・幼稚園グループ

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 児童手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が死亡した場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。未払いの手当がある場合は請求書を出していただき、児童名義の口座に振り込みます。	死亡から15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 (申請者及び児童のもの) <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (申請者のもの)	子育て支援課 ☎ 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ



## 5. 子どもに関する手続き

### 特別児童扶養手当を受給していた

#### 【保護者が亡くなられた場合】

#### 手続き 特別児童扶養手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求が必要です。今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。	<b>速やかに</b> ※新たに申請する場合は申請を受け付けた翌月分からの手当が発生します
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 (申請者のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 (申請者及び児童のもの)	子育て支援課 ☎ 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ

#### 【児童が亡くなられた場合】

#### 手続き 特別児童扶養手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続となります。	<b>速やかに</b>
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	子育て支援課 ☎ 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ



## ひとり親家庭医療費助成の受給資格を持っていた

### 手続き ひとり親家庭医療費助成の資格喪失届

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費助成の受給資格を持っていた方が亡くなった場合、資格喪失の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給資格者証	子育て支援課 ☎ 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ



## 子ども医療費助成金受給資格者証を交付されていた

### 手続き 子ども医療費助成金受給資格者証の返却

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成金受給資格者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成金受給資格者証	子育て支援課 ☎ 0995-64-0735 子育て支援課 子ども・子育てグループ

## 6. 福祉(障がい)に関する手続

### 身体障害者手帳を持っていた

#### 手続き 身体障害者手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方の身体障害者手帳について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ

### 療育手帳を持っていた

#### 手続き 療育手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方の療育手帳について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 療育手帳	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ





## 精神障害者保健福祉手帳を持っていた

### 手続き 精神障害者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方の精神障害者保健福祉手帳について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ



## 特別障害者手当を受給していた

### 手続き 特別障害者手当の受給資格者の死亡届・未支給手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 (ご遺族のもの)	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ

## 6. 福祉(障がい)に関する手続



### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届・未支給手当請求書

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 (ご遺族のもの)	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ



### 重度心身障害者医療費助成を受給していた

#### 手続き 重度心身障害者医療費助成受給資格証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未申請分の医療費があれば申請の手続が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成受給資格証 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 (ご遺族のもの)	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ



## 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた

### 手続き 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ



## 障害者扶養共済制度に加入・受給していた

### 手続き 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 障害者扶養共済制度年金証書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(ご遺族のもの)	長寿・障害福祉課または 各支所市民生活課 ☎ 0995-64-0855 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ

## 7. 税金に関する手続



### 市県民税・森林環境税、国民健康保険税が課税されていた

#### 手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市県民税・森林環境税、国民健康保険税が課税されている場合、市県民税・森林環境税、国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>相続開始を知った日から <b>3カ月以内</b></p> <p>※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約<b>2週間以内</b></p>
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 ☎ 0995-64-0884 税務課市民税グループ



### 原付バイクを持っていた

#### 手続き 原付バイクの廃車手続き

手続き詳細	期 限
<p>原付バイクの所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。</p>	<p>名義変更は死亡から<b>15日以内</b></p> <p>廃車は死亡から<b>30日以内</b></p>
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 原付バイクのナンバープレート	税務課 ☎ 0995-64-0884 税務課市民税グループ



## 126～250ccのバイク(軽二輪)を持っていた

### 手続き 軽二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量126～250ccのバイク(軽二輪)の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については運輸支局にご相談ください。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
運輸支局にご確認ください	都道府県運輸支局 ☎ 050-5540-2089 →入力後 037 鹿児島運輸支局



## 250cc超のバイク(小型二輪)を持っていた

### 手続き 小型二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量250cc超のバイク(小型二輪)の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については運輸支局にご相談ください。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
運輸支局にご確認ください	都道府県運輸支局 ☎ 050-5540-2089 →入力後 037 鹿児島運輸支局

## 7. 税金に関する手続

### 小型特殊自動車を持っていた

#### 手続き 小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車のナンバープレート	税務課 ☎ 0995-64-0884 税務課市民税グループ

### 普通自動車を持っていた

#### 手続き 普通自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については運輸支局にご相談ください。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
運輸支局にご確認ください	都道府県運輸支局 ☎ 050-5540-2089 →入力後 037 鹿児島運輸支局



## 軽自動車を持っていた

### 手続き 軽自動車の名義変更手続き(相続)

手続き詳細	期 限
<p>軽自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。</p> <p>手続き方法については軽自動車検査協会にご相談ください。</p>	<p>名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人またはご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>軽自動車検査協会にご確認ください</p>	<p>軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-1761 軽自動車検査協会鹿児島事務所</p>



## 固定資産を持っていた

### 手続き 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産(土地・家屋・償却資産)の納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定する届出です。</p> <p>※所有権移転登記がお済みでない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p> <p>※未登記家屋の所有者が亡くなられた場合、「未登記家屋所有者変更届」をご提出ください。</p>	<p>相続開始を知った日から 3カ月以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>原則不要</p> <p>※資産や課税の状況を確認される場合は本人確認書類(相続人のもの)及び相続関係の分かるもの</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>税務課または 各総合支所地域振興課 (隼人を除く) ☎ 0995-64-0885 税務課固定資産税グループ</p>







## 共有固定資産の代表になっていた

### 手続き① 固定資産税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなった場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	相続開始を知った日から3カ月以内
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課または 各総合支所地域振興課 (隼人を除く) ☎ 0995-64-0885 税務課固定資産税グループ

### 手続き② 固定資産の共有代表者の変更の手續

手続き詳細	期 限
固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、変更の届出が必要です。	なし
	手続き可能な人 共有者及び相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 共有固定資産代表者選任(変更)届	税務課または 各総合支所地域振興課 (隼人を除く) ☎ 0995-64-0885 税務課固定資産税グループ

## 7. 税金に関する手続

### 税金の納付が済んでいない

#### 手続 **納付に係る手続**

手続詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付してください。	納付期限まで
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書	収納課 ☎ 0995-64-0892 収納課収納第2・3グループ

### 税金等を口座振替で市に納めていた

#### 手続 **口座振替停止の手続**

手続詳細	期 限
亡くなられた方名義の口座から、市税等を振り替えていた場合は、振替口座の変更又は停止の手続きが必要です。窓口または電話にて申し出てください。 今後の口座振替の取り扱いや、必要な手続きをご案内します。	速やかに
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） ※以下、口座変更の場合必要なもの（金融機関窓口でのお手続きとなります） <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 口座の届出印	収納課 ☎ 0995-64-0892 収納課収納第1グループ

## 8. 介護保険料に関する手続



### 65歳以上の方

#### 手続 送付先変更届の提出

手続詳細	期限
<p>介護保険料の納入通知書や還付に関する書類は相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納入義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>相続開始を知った日から <b>3カ月以内</b> ※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約<b>2週間以内</b></p>
	手続可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 ☎ 0995-64-0884 税務課市民税グループ

MEMO





## 市営住宅に住んでいた

### 手続き 名義変更または世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建築住宅課または各総合支所市民生活課へお問い合わせください。どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。</p> <p>(1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※</p> <p>(2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合 住宅を明渡す手続き</p> <p>(3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合 異動の手続き</p> <p>※入居承継申請については、承継できない場合があります。 承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。 ※同居親族が亡くなった場合にも届出が必要となります。</p>	<p><b>速やかに</b></p>
	<p>手続き可能な人</p> <p><b>ご親族</b></p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>お問い合わせください。</p>	<p>建築住宅課 または 各総合支所市民生活課 ☎ 0995-64-0909 建築住宅課 ☎ 0995-45-5111 各総合支所市民生活課</p>

MEMO



MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p><b>【必要なもの】</b>                      遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票謄本(本籍・続柄入り)またはマイナンバーカード、受取人の印鑑、振込先口座番号(当座貯蓄は除く)</p> <p><b>【手続き先】</b>                      お近くの年金事務所</p> <p><b>【その他】</b>                      遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>



## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	加治木税務署 ☎ 0995-62-2161
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	霧島警察署 ☎ 0995-47-2110 鹿児島県 交通安全教育センター ☎ 099-266-0111
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	始良保健所 ☎ 0995-44-7951
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

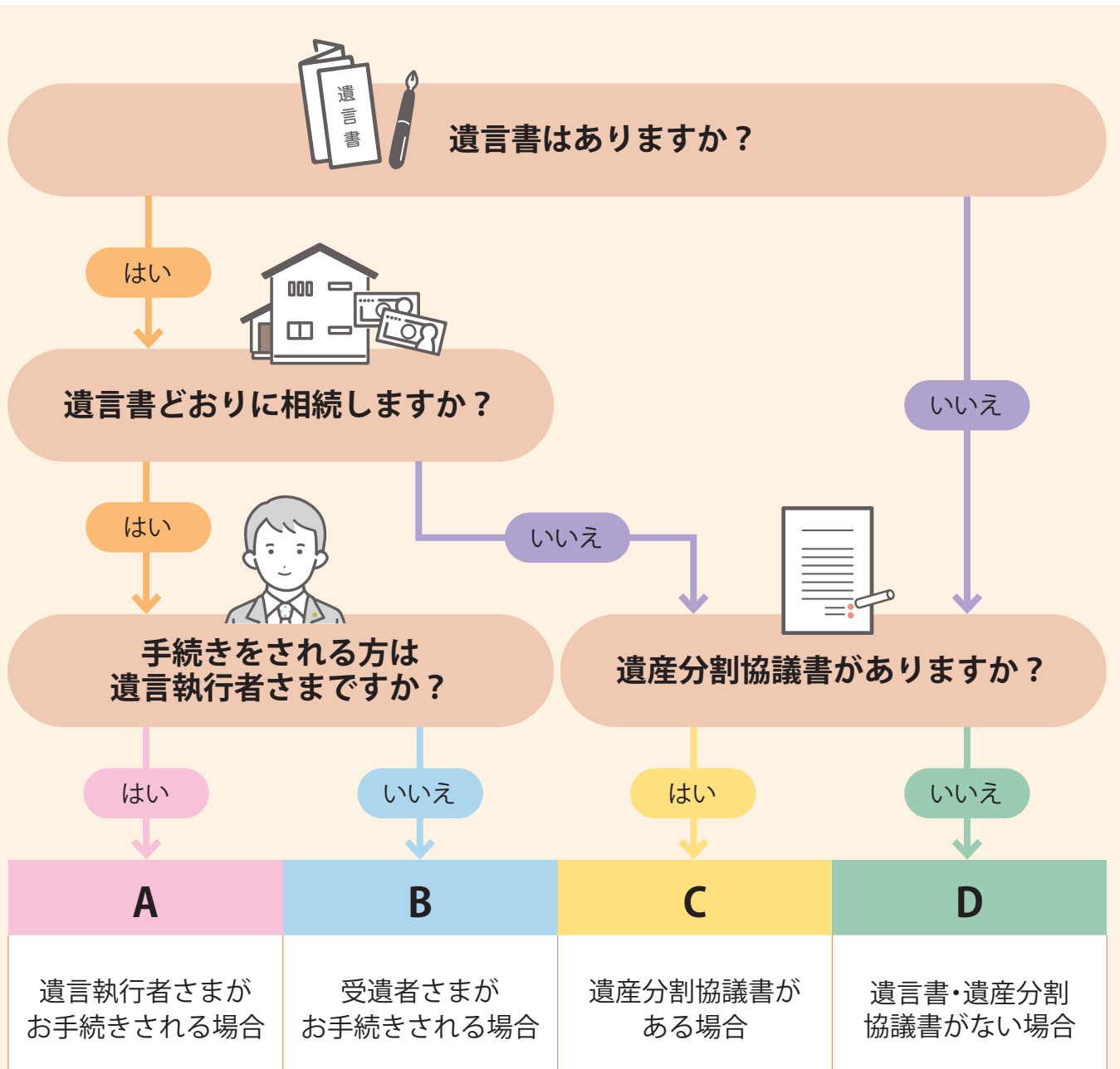


口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

必要書類の準備



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

## 代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。



# 家系図 (3親等内の親族)

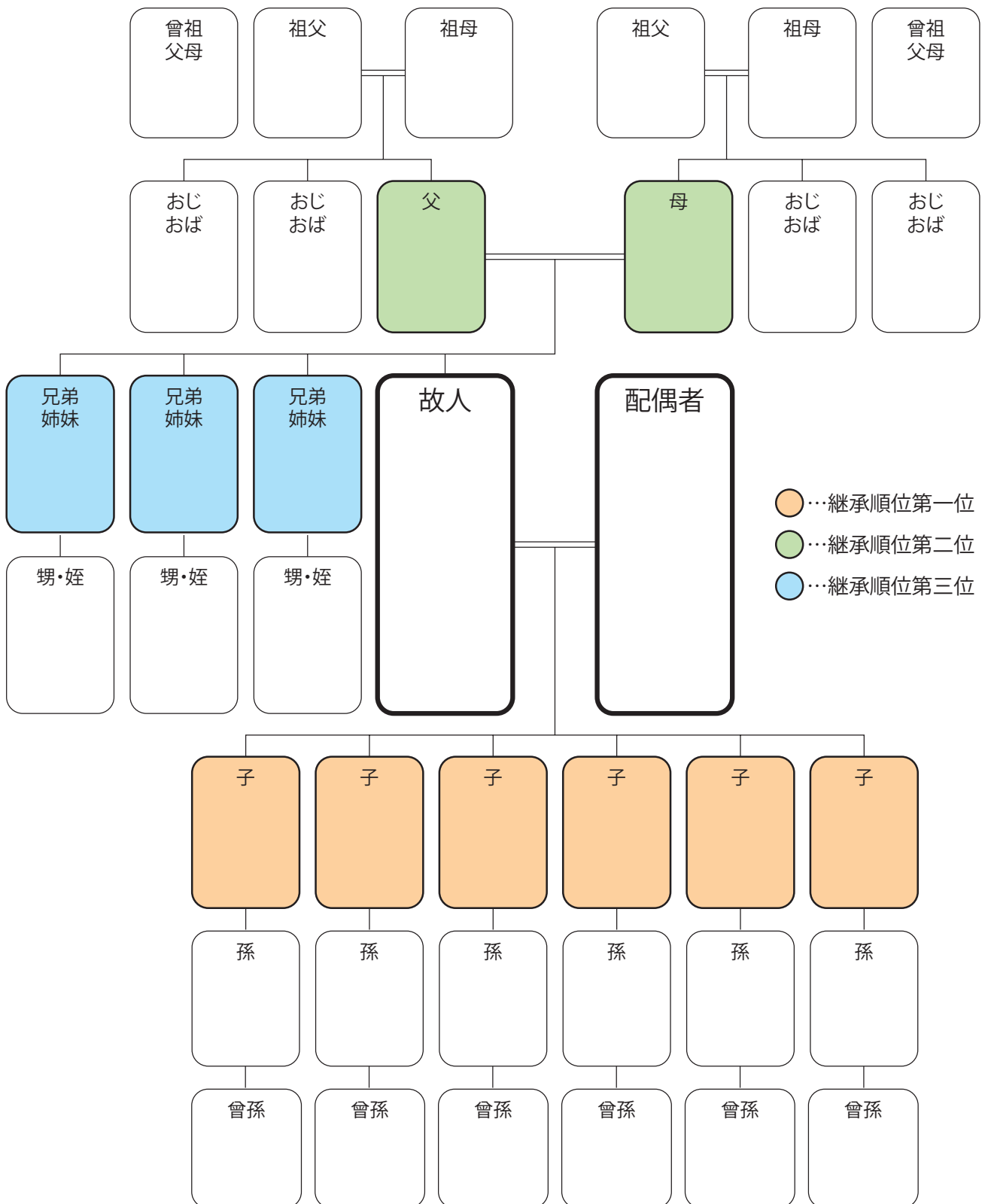
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。



# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年  
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

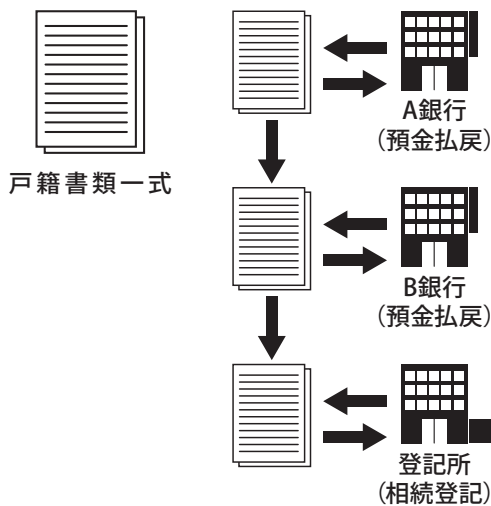
## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

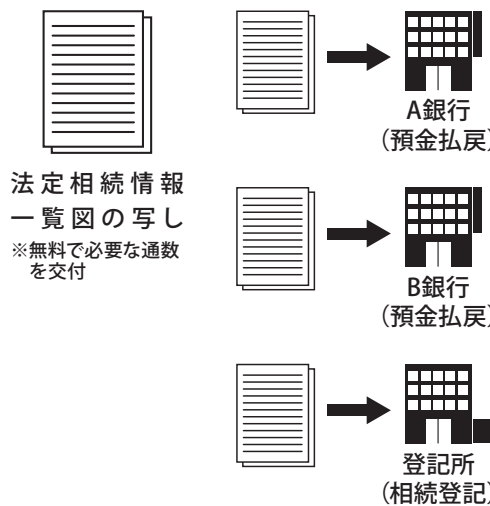
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 委任状

## 代理人

住所 \_\_\_\_\_  
(方書・部屋番) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 委任者

住所 \_\_\_\_\_  
(方書・部屋番) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(宛先)霧島市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

相続・遺言に関することなら 霧島市・始良市で長い業務実績のある※

# 弁護士法人 始良霧島法律事務所

にご相談ください。



代表弁護士  
雨宮 敬之

**相続・遺言に関するお悩みや困りごとは、  
まず弁護士に相談されることをお勧めします。**

弁護士は、遺産の相続手続など相続に関する一般的な手続だけでなく、お客様の代理人として紛争を解決することも業務の一つとしていますので、紛争解決実務を踏まえた的確な助言が可能です。また、相談の内容によっては、他の相続人との遺産分割の交渉や調停、訴訟等における代理人として紛争解決のための法的手続をお受けすることもできます。

遺産相続手続

遺産分割協議・調停

相続放棄

遺留分侵害額請求

遺言執行

遺言書作成

ご相談は事前予約制です。ご予約はお電話で。

☎0995-63-8822 相談料:5,500円(1時間)



弁護士法人

## 始良霧島法律事務所

住所：鹿児島県始良市加治木町仮屋町 85 番地（裁判所前）

H P : <https://www.aira-kirishima-law.com/>



※当事務所は、鹿児島県弁護士会の会長等を歴任した弁護士野間俊美が、平成14年に現在の事務所所在地に開設した事務所を前身とします。その後、弁護士雨宮敬之も加わり、霧島市・始良市において業務実績を積み重ねて参りました。現在、霧島市・始良市に現存する法律事務所の中では最も長い業務実績があります。



おひとりさま・おふたりさまのための

# 身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで  
ワンストップでお手伝いします

## 元気なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず  
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや  
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の  
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



## 身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

**身元保証**

介護施設や病院への入居・入院時に  
身元保証人を引き受け

認知症

**任意後見契約**

認知症発症時に、支払や手続き・  
契約行為を代行

葬儀・お墓

**死後事務委任**

葬儀や納骨・供養の希望を  
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた  
**生前準備パック**



**専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します!**



ご案内・ご相談からご紹介まで完全無料!



**0120-982-219**

[受付時間]

9:00~17:30(年中無休)  
※年末年始を除く

お問合せ・  
お申し込みフォーム  
はこちら



※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。  
専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。  
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

# 永代供養墓

**生前購入ができます**

御契約の半数は生前で購入されています。  
購入後の管理費用は掛かりません。

永代維持管理型霊園

お墓の維持、管理でお悩みの方

- 家系を継ぐものがない。
- 将来、お墓のことで子供に負担を掛けたくない。
- お墓の管理ができない方。
- お花の交換、日々のおつとめは当霊園が致します。
- 故人のお名前を石に刻む事により『生きた証』を残します。  
改葬(お墓の引越し)の事や色々な手続きの事、何でもお聞きください。

## 195,000円～

価格は2023年12月現在のものです

**ご見学会開催中!!**

ご希望の方お急ぎ下さい。



神徒の方も安心下さい。宗旨、宗派は問いません。

憩



843,000 円～

墓誌、供物台別売

霧島



1,107,000 円～

墓誌、供物台別売

霧島モダンII



1,335,000 円～

墓誌、供物台別売

霧島モダン



1,257,000 円～

墓誌、供物台別売

創作



1,607,000 円～

墓誌、供物台別売

新想モダンII



1,685,000 円～

墓誌、供物台別売

縁モダン



2,247,000 円～

墓誌、供物台、灯籠別売

朝日1300



3,725,000 円～

墓誌、供物台、灯籠別売



**大型駐車場完備・全区画バリアフリー**

管理・環境・設備の整った美しい墓地を見学されませんか？  
共に癒される ご先祖様との語らいの場

悠久乃丘 霧島霊園

〒899-5106 鹿児島県霧島市牟婁町内山田1738番地37  
TEL0995-57-5001 FAX0995-57-5000  
0120-66-5001  
許可番号/環第393号

# お仏壇を暮らしの中に

あなたの生活に合わせて「自分スタイル」のご供養へ



古い仏壇・仏具・遺影写真  
お引き取りいたします

お仏壇の買替え、ご相談  
たまわります

墓じまい・海洋葬も  
おまかせください

各種カード決済対応



仏壇・仏具・神棚、厳選した商品を  
多数ご準備してお待ちしています。

供養の窓口

供養ギャラリー **みそら**

天国葬祭隼人みそらホール 2F

☎ **0120-734029**

霧島市隼人町真孝 200 番 2

営業時間：10:00 ~ 18:00 定休日：なし

<https://tengokusousai.com/>

新規  
購入

買替え

神棚

仏具

仏壇引取り

ホームページ



本誌ご持参で、500円のクーポン券贈呈

発行 霧島市役所  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2024年1月

